

猫を飼われている市民の皆様へ

避妊・去勢手術費用の一部を補助します。

八幡市では、猫の避妊・去勢手術を行った飼い主等に、次に該当する場合、その手術費用の一部を補助金として交付します。

目的	動物愛護の精神及び動物の適正な飼養の啓発を図ること、並びに地域環境の保全に資すること。
補助金額	猫…1匹につき 5,000円（令和7年度 先着240匹） ※補助金を交付する匹数に達した時点で、終了します。
申請条件	○八幡市に住民登録されている人 ○避妊・去勢手術を行った日から6箇月以内で、その手術を行った獣医師の手術実施証明書があること。 ○八幡市内で飼っている又は八幡市内で保護・捕獲した猫で、八幡市内の動物病院ほか別に定める動物病院で避妊・去勢手術を行った場合であること。 ※詳しくは、環境業務課までお問い合わせください。 
申請に必要なもの	○八幡市飼い猫等に係る避妊手術等補助金交付申請書 ※環境業務課及び八幡市内の動物病院ほか別に定める動物病院の窓口には設置しています。 ※ホームページからもダウンロード可能です。 ○申請者本人であることが確認できるもの（運転免許証・健康保険証・個人番号カードなど）※本人が来られない場合は、コピーを持参すること。 ○振込先金融機関の通帳（申請者本人名義のもの） ※本人が来られない場合は、コピーを持参すること。 ○手術前の猫の全身写真（申請書の裏面に貼付すること） ※写真は、できる限り手術前直近のものを添付してください。
申請場所	環境業務課（市役所別館） ※郵送不可
補助金の交付方法	申請書を審査し、適否を申請者に通知します。申請が適正で市長が交付することを決定した申請者には、申請書記載の口座に補助金を振り込みます。

（問い合わせ先） 八幡市役所 環境業務課 生活環境係
八幡市八幡園内75 075-983-2798(直通)